

資料5

27.1.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活福祉資金との連携について

生活福祉資金貸付制度の見直し概要

～生活困窮者自立支援制度の施行に伴う改正事項～

見直しのポイント

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金の貸付のみならず、新法を活用することにより、より一層効果的に、相談者の自立を図ることとする。

また、併せて、これまで社会福祉協議会等から寄せられた意見を踏まえ、所要の見直しを行う。

主な見直し内容

※ 次頁一覧も併せて参照

① 新制度の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金等(臨時特例つなぎ資金を含む)の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする。(あわせて家計相談支援事業の利用が望ましい。)

※ このため、両制度における連携体制の構築が必要。

※ 既に就職が決定している者や病気等により一時的に生活費が不足する場合などについては、この限りでない。

② 緊急小口資金の柔軟な運用の促進

緊急的に支援が必要な場合に、当面の生活費、公共料金(電気・ガス・水道・電話などの必要最低限のライフライン)の滞納により日常生活に支障が生じるとき等について貸付の対象となるよう明確化を図る。

③ 総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

[貸付期間] 原則3ヶ月とし、最大12月(延長は3ヶ月ごと3回)までとする。(見直し前は、12月以内)

[償還期限] 10年以内 (見直し前は、20年以内)

④ その他所要の見直し

生活福祉資金貸付制度の主な見直し事項について（一覧）

	資金の種類	見直し内容
1	全般	<p>市町村社協及び都道府県社協は、借受人の自立に向け、新制度の実施機関等(※)との連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めるものとする。</p> <p>※ 自立相談支援機関、家計相談支援機関等、ハローワーク、法律専門家、民生委員、児童委員 等</p>
2	総合支援資金 緊急小口資金 臨時特例つなぎ資金	<p>貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を要件とする。</p> <p>その他の資金についても、貸付希望者の状況に応じて、新制度の利用を検討し、両制度が連携を図りながら、包括的な支援を提供できるようにすることが必要。</p> <p>※ ただし、一定の安定した収入があり、一過性の事由により、資金が必要な者などについては、利用しないことも可能とする旨提示する予定。</p>
3	緊急小口資金	<p>医療費等の支払いによって臨時に必要な生活費について対象であった緊急小口資金の資金使途について、緊急的に支援が必要な場合においては、以下のような場合については対象となるよう明確化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的給付等の支給開始までに必要な生活費 ・ 公共料金(電気・ガス・水道・電話などのライフライン)の必要最小限の滞納分 ・ 継続的な支援を受けるために必要な経費(交通費等) 等
4	緊急小口資金 総合支援資金	<p>より相談者のニーズに対応できるよう、貸付決定までの期間の短縮を図る旨、以下のとおり、目安を提示し、各都道府県社協における運営体制の構築を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急小口資金については、概ね1週間以内に送金することが望ましい。 ・ なお、相談者の状況によっては、さらに迅速な対応に努めること。 ・ 総合支援資金については、相談者にニーズに対応し、早期に対応する。
5	緊急小口資金 総合支援資金	<p>① 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、貸付期間等について改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急小口資金については、分割貸付の利用を図り、並行してアセスメントを行い、必要最小限の額で対応する。 ・ 総合支援資金については、貸付期間を原則3か月とし、最長12か月(3月ごと延長)までとする。 <p>※ 自立相談支援機関において作成されるプランとの整合性や支援状況を勘案して調整することが必要。</p> <p>② 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、償還期限の改正を行う。</p> <p>[緊急小口資金] 現行「8月以内」 → 改正後「12月以内」 [総合支援資金] 現行「20年以内」 → 改正後「10年以内」</p>

両制度の連携について

(①必要性について)

指摘されている課題

- 連携方法がわからない。(お互いの担当者を知らない。相手方の制度がわからない。)
- 自立相談支援機関からの紹介を受けて社協に相談者が来たが、貸付要件に該当しない。
- 自立相談支援機関から生活福祉資金を紹介したが、結局貸付してもらえない。

連携の促進策

- 生活福祉資金貸付制度の見直し。〈厚労省〉
- 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアルの作成。〈厚労省〉
- 地域における連携体制の構築。〈各自治体、社協等の関係機関〉
 - ※1 特に、福祉事務所が設置されていない町村においては、県が自立相談支援機関の実施主体となるため、事前に連携体制を構築しておくことが重要。
 - ※2 連携に当たっては、資金担当者や新制度の担当者による行政のフォローが重要。(制度周知や担当者間のつなぎなど)

連携の効果

貸付の判断はあくまで貸付機関(都道府県社協)である。
しかし、両者が連携することにより、貸付とあわせて包括的な支援が可能となり、両制度がともに効果的・効率的に機能し、ひいては、経済的に困窮している者の自立が、より一層促進される。

両制度の連携について

(②具体的な連携方策について)

自立相談支援事業との連携の概要

総合支援資金の活用における連携

- 社協に相談が入った場合は、相談者から事前に同意を得た上で、相談者から聴き取った情報を自立相談支援機関等と共有し、自立相談支援事業の利用を図りながら、貸付の可能性を検討する。
- 貸付が可能である場合、自立相談支援事業においては、貸付による支援とその他の支援とを合わせたプランを策定する。

【ポイント】

- ・ 相談においては、貸付希望者の相談における負担軽減を図るため、自立相談支援事業の担当者等と生活福祉資金担当者が、情報共有や同席して相談を受けるなど、状況とともに把握するための体制構築が必要。
- ・ 自立相談支援機関がプランを作成する際に、相談者のアセスメントを踏まえて検討した支援内容との整合性を図りながら、貸付の必要性を検討する。

緊急小口資金の活用における連携

- 緊急に資金の貸付が必要な者に対しては、自立相談支援機関の相談プロセスにおける緊急的な支援として、迅速な連携が重要である。例えば、支援調整会議を待たずに、生活福祉資金の担当者と自立相談支援機関等の担当者が緊急小口資金の貸付の可能性について相談し、相談者のニーズを踏まえ迅速に貸付を行う。

家計相談支援事業との連携の留意点

- キャッシュフロー表の作成などにより、過剰な貸付とにならないよう必要な貸付額が明確に把握され、貸付が実行された場合は、償還計画を踏まえた家計の計画を立てることにより、効果的な貸付が可能となる。貸付を行うにあたっては、家計相談支援事業の利用を促進し、連携した支援を行うことが望ましい。